第7回 美郷町農業委員会議事録

	開催年月日 令和4年7月28日
	1. 若杉伸児 2. 森田正春 3. 藤田博文 4. 田野敏広
出	5. 中田辰美 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 甲斐奉文
席	9. 黒木謙志 10. 菊池勇夫 11. 富井保徳 12. 黒木良昭
者	13. 藤本政嗣 14. 中谷茂己
議事録	署名人 1番 若杉 伸児 委員 2番 森田 正春 委員
開催時	間 開会 AM 10:00 ~ 閉会
発言者	内
局長	ご起立をお願いします。 ただ今から、令和4年第7回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 一同、礼。 お座りください。 本日は全員出席であり、只今の出席委員は14名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。 それでは会長、よろしくお願いいたします。
議長	
局長	2 ページをお開きください。議案第 21 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 について。農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、承認

を求める。令和 4 年 7 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 87 番から 89 番までの 3 件となります。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 87 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷水清谷の 47 歳の方。譲渡人が、門川町の 52 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字猪之原と南川、畑 2 筆、6,629 ㎡であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は、野菜とシキミとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地ともに 0 ㎡ですが、今回の面積が下限面積を超えておりますので問題ありません。家畜はありません。家族総数 6 名の労力 2 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないので、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

3 番、藤田です。譲受人は、この地区の梅加工施設の工場長をしております。 美郷町で収穫した南高梅を、県内はもちろん県外に出荷しております。また休み の日は、害獣駆除等地区のための貢献している方です。譲渡人は譲受人とイトコ になり、数十年前に親から農地を相続しましたが、自身で耕作できないため贈与 することになったそうです。双方から話を聞きましたが、本家分家関係でもあり、 何も問題はないということです。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 87 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号87番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、受付番号 88 番の説明をお願いします。

事務局員

6ページをお開きください。受付番号は88番です。申請人の譲受人が、美郷町 西郷山三ケの59歳の方。譲渡人が、日向市の62歳の方です。申請地は、西郷山 三ケ字持田、田畑あわせて9筆、3,359㎡であります。申請理由は、贈与による所 有権移転。利用計画は栗となっております。契約内容は、申請書明細のとおりで す。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて8,501㎡。家畜はありません。 家族総数 1 名の労力 1 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

8 番、甲斐です。譲受人と譲渡人は兄弟になります。弟である譲受人が家に残り、農地の管理しているそうです。兄弟間の贈与であり、双方に何の問題もありませんので、ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 88 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号88番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、受付番号 89 番の説明をお願いします。

事務局員

8ページをお開きください。受付番号は 89 番です。申請人の譲受人が、鹿児島県の 67 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷入下の 90 歳の方です。申請地は、北郷入下字宮田、田畑あわせて 3 筆、4,410 ㎡であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は、水稲と野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地ともに 0 ㎡ですが、今回の面積が下限面積を超えていますので問題ありません。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 4 名となっております。譲受人は鹿児島県で農業をやられています。今回の案件ですが、譲受人と譲渡人は親子であり、譲渡人が入院しており農地の管理ができないということで、譲受人に所有権を移しまして、耕作については近所に住むおじに依頼すると聞いております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7番、柳田です。先ほどの事務局の説明のとおりです。譲受人は高齢であり農業関係の仕事ができない状態であり、隣に住む親戚の方が以前から農地を管理しているそうです。きちんと農地として使用されているのを確認しております。親

子間の生前贈与であり、特段問題はないと思われますのでご審議よろしくお願い します。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 89 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号89番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、議案第22号、非農地の許可申請について、事務局の提案理由説明 を求めます。

局長

10 ページをお開きください。議案第 22 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条に規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求める。令和 4 年 7 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 90 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号は 90 番です。受付月日は、令和 4 年 7 月 15 日です。申請人は、大分県の 61 歳の方です。申請地は、西郷山三ケ字日隠、田畑あわせて 9 筆、3,407 ㎡であります。所有者は、申請人と同一であります。調査月日は令和 4 年 7 月 15 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。 13 ページが地籍集成図、14 ~ 17 ページが現況写真となっております。集落内には隣接する農地もあるんですが、すべて耕作されていない状況です。今回非農地判断を行っても影響はないと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

8 番、甲斐です。申請人は今大分県に住んでいますが、なかなか帰ってくる見込みもないということでした。この集落には 4 軒ほどあったんですが、全部出ていき空き家になっており、部落そのものが機能していない状態です。今後も耕作する見込みがないため、非農地判断どうかお願いしますとのことでした。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号90番について質疑のある方

は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号90番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

18 ページをお開きください。議案第 23 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 4 年 7 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 91 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

20 ページをお開きください。受付番号が抜けておりました。91 番になります。記入をお願いします。申請人の譲受人が、鹿児島県の67歳の方。譲渡人が、美郷町北郷入下の90歳の方になります。先ほどの3条案件89番と同じ方、親子になります。申請地は、北郷入下字ドイギリ、田畑あわせて3筆、962㎡であります。申請理由は、申請地は山林に隣接する耕作条件の悪い農地であり、耕作困難であったことから杉の植林を行った。転用手続きの必要性について認識がなく今回の追認申請になったということです。転用後の用途は杉植林。契約内容は、申請書明細のとおりです。転用の時期は、平成14年月日不詳となっております。21ページが地籍集成図ですが、申請地の周辺には農地がなく山林に囲まれています。22ページが始末書、23ページが航空写真になります。5条の追加資料として現況写真を添付しております。本件については、隣接する農地のない小集団の農地であります。始末書も提出されていることから、追認やむなしと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7番、柳田です。先ほど3条で承認いただきました受付番号89番と関連しますが、全筆生前贈与することで進めておりましたが、ドイギリの3筆については、すでに植林されていることがわかりまして、今回の転用申請となりました。航空写真を見ていただくとわかるように、周辺はすでに山林化しており、転用しても問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号91番について質疑のある方

は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号91番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、議案第 24 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用 地利用集積計画について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

24 ページをお開きください。議案第 24 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 4 年 7 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 92 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

26 ページをお開きください。受付番号 92 番、所有権移転関係になります。所有権の移転を受ける者が、美郷町南郷水清谷の 48 歳の方。所有権を移転する者が、美郷町南郷神門の 94 歳の方です。所有権を移転する土地が、南郷神門字下仮屋、田 2 筆、1,070 ㎡であります。所有権の移転に伴う事項は、申請書明細のとおりです。移転を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 23,196 ㎡。家族総数 3 名の労力 2 名。所有権移転区分は新規となります。27 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中谷委員

14 番、中谷です。所有権の移転を受ける者は、以前 JA の茶工場を取得しましたが、申請地はその隣接地になります。現在、田の方は移転を受ける者が作っております。所有権を移転する者には息子がおりますが、息子の嫁が重い病気であり耕作ができないということで、この度売買の話がまとまり、今回の申請となりました。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 92 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号92番に賛成の方の挙手を求めます。 〈全員、挙手〉 ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 それでは以上で、すべての審議を終了いたします。 局長 ご起立をお願いいたします。 以上を持ちまして、令和4年第7回美郷町農業委員会総会を終了いたします。 一同、礼。 本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。 美郷町農業委員会 会長 林田 寿利 美郷町農業委員会 委員 _ 若杉 伸児 美郷町農業委員会 委員 <u>森田 正春</u>